

第二百六号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第百条中「除く。」の下に「並びに法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の区域における児童福祉施設（当該区域に存する東京都が設置する児童福祉施設を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正に伴い、同法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。